

令和４年１２月１４日成田市監査委員告示第１号

成田市監査委員の所管に係る成田市個人情報の保護に関する法律等施行
規程

成田市監査委員が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び成田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２４号）の施行については、成田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和４年規則第６３号）の例による。

附 則

（施行期日）

- １ この告示は、令和５年４月１日から施行する。
（成田市監査委員の所管に係る成田市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- ２ 成田市監査委員の所管に係る成田市個人情報保護条例施行規程（平成１８年監査委員告示第２号）は、廃止する。
（経過措置）
- ３ この告示の施行の日前に個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年条例第２３号）第１条の規定による廃止前の成田市個人情報保護条例（平成１７年条例第５３号。以下「旧条例」という。）第１４条第１項若しくは第２項、第２９条第１項若しくは第３項において準用する第１４条第２項又は第３７条第１項若しくは第２項において準用する第１４条第２項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。